

令和4年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他 その4)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 99 号 議 案	個人情報保護に関する法律施行条例	1
定 県 第 100 号 議 案	神奈川県個人情報保護審査会条例	4
定 県 第 101 号 議 案	神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例	7
定 県 第 102 号 議 案	再任用に関する条例を廃止する条例	9
定 県 第 103 号 議 案	神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例	10
定 県 第 104 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	13
定 県 第 105 号 議 案	神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例の一部を改正する条例	15
定 県 第 106 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	16
定 県 第 107 号 議 案	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	19
定 県 第 108 号 議 案	神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 109 号 議 案	職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	21
定 県 第 110 号 議 案	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例	23
定 県 第 111 号 議 案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	24
定 県 第 112 号 議 案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	25
定 県 第 113 号 議 案	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	35
定 県 第 114 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	44
定 県 第 115 号 議 案	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	45
定 県 第 116 号 議 案	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	55
定 県 第 117 号 議 案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	57
定 県 第 118 号 議 案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	60
定 県 第 119 号 議 案	職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例	61
定 県 第 120 号 議 案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	62

番 号	件 名	ページ
定県第 121 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	63
定県第 122 号議案	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例	65
定県第 123 号議案	神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	66
定県第 124 号議案	警察組織に関する条例の一部を改正する条例	67
定県第 125 号議案	神奈川県科学技術政策大綱の変更について	68
定県第 126 号議案	工事請負契約の締結について（都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事請負契約）	69
定県第 127 号議案	工事請負契約の締結について（厚木東高校商業教育棟新築工事（建築 第 1 工区）請負契約）	70
定県第 128 号議案	管理事業に対する市町負担金について	71
定県第 129 号議案	神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意について	72
定県第 130 号議案	訴訟の提起について	75
定県第 131 号議案	和解について	76
定県第 132 号議案	和解について	77
定県第 133 号議案	当せん金付証票の発売について	78

個人情報保護に関する法律施行条例

(法第108条の規定による条例で定める手続)

第1条 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第108条に規定する県の機関（知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）に係る保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続については、次条、第3条及び第5条から第11条までに定めるところによる。

(開示決定等の期限)

第2条 法第83条第1項に規定する開示決定等の期限は、同項本文の規定にかかわらず、開示請求があった日から15日以内とする。

(開示決定等の期限の特例)

第3条 法第84条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等を行わなければならない期限は、同条前段の規定にかかわらず、開示請求があった日から45日以内とする。

(保有個人情報の開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による開示を行う場合において、写しの交付等を行うときは、当該写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正請求権)

第5条 法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正請求は、同項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

(訂正請求の手続)

第6条 法第91条第1項に規定する訂正請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

(訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第7条 法第81条の規定は、県の機関等に対する訂正請求の手続について準用する。

(利用停止請求権)

第8条 法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止請求は、同項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から90日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

(利用停止請求の手続)

第9条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書には、同項第2号の規定にかかわらず、利用停止

請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

(利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第10条 法第81条の規定は、県の機関等に対する利用停止請求の手続について準用する。

(審査会への諮問)

第11条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第29条第2項の弁明書の写しその他県の機関等が定める書類を添えてしなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第12条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(施行の状況の公表)

第13条 県の機関等は、毎年、当該県の機関等における法の施行の状況について公表するものとする。

(審議会への諮問)

第14条 法第129条の規定により、県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

(1) 個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合

(2) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合

(3) 個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

神奈川県個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第4項の規定に基づき神奈川県個人情報保護審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県個人情報保護審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「諮問実施機関」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした県の機関等（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第 号）第1条に規定する県の機関等をいう。以下同じ。）及び神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第 号。以下この条において「議会個人情報保護条例」という。）第47条第1項の規定により審査会に諮問した議会をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等若しくは法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）又は議会個人情報保護条例第20条第4号に規定する開示決定等、議会個人情報保護条例第36条第1項に規定する訂正決定等若しくは議会個人情報保護条例第44条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(組織)

第3条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う者)を含む委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(諮問実施機関の申出)

第9条 諮問実施機関は、保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、前条第1項の規定により当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴かなければならない。

(委員による閲覧手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第8条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第8条第3項又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同法第76条の規定による資料又は主張書面の提出があったときは、当該資料又は主張書面(以下この条において「資料等」という。)の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料等を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、こ

の限りでない。

(会議の非公開)

第12条 審査会の会議は、公開しない。

(委員でない者の出席)

第13条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営及び調査の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第15条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）別表に規定する神奈川県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者は、この条例の施行の日に、第5条第1項の規定による互選により会長として定められたものとみなす。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、神奈川県個人情報保護審査会の組織及び運営等に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例

神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する職員等（県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員に限る。以下この項及び附則第8項第1号において「旧地方独立行政法人職員等」という。）である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人職員等であった者に係る旧条例第12条第1項の規定による職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために旧条例第2条第2号に規定する実施機関（県が設立した地方独立行政法人に限る。以下「旧実施機関」という。）に派遣されている者（以下この項及び附則第8項第2号において「旧地方独立行政法人派遣労働者」という。）又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人派遣労働者であった者に係る旧条例第12条第2項の規定によるその役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧実施機関に係る旧条例第11条第2項に規定する受託に係る業務に従事している者（以下この項及び附則第8項第3号において「旧地方独立行政法人受託業務従事者」という。）又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人受託業務従事者であった者に係る旧条例第15条の規定によるその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第27条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第40条第1項に規定する神奈川県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第42条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第6条に規定する神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第51条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた

個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する行政文書（旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧地方独立行政法人職員等である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人職員等であった者

(2) この条例の施行の際現に旧地方独立行政法人派遣労働者である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人派遣労働者であった者

(3) この条例の施行の際現に旧地方独立行政法人受託業務従事者である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人受託業務従事者であった者

9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 前2項の規定は、神奈川県の実施区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、県の個人情報の取扱い等について、同法による全国的な共通ルールが適用されることを踏まえ、神奈川県個人情報保護条例を廃止したいので提案するものであります。

再任用に関する条例を廃止する条例

再任用に関する条例（平成13年神奈川県条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、再任用に関する条例を廃止したいので提案するものであります。

神奈川県情報公開条例の一部を改正する 条例

神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として知事が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として実施機関が定める方法により特別の管理がされているもの

第3条第1項第3号を削る。

第5条第1号ウ中「公務員等（）」を「当該個人が公務員等（）」に、「の職務の遂行に関する」を「である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該」に、「係る情報」を「係る部分」に改め、同条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条中「非公開情報」の次に「(第5条第2号に掲げる情報を除く。)」を加える。

第9条第1項第3号を削る。

第10条第1項中「起算して」を削り、同条第2項中「その旨」の次に「及び第13条の規定による行政文書の公開の実施に関し実施機関が定める事項」を加え、同条第5項中「起算して」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第12条第2項第1号中「同条第2号ただし書又は同条第5号ただし書」を「同条第3号ただし書又は同条第6号ただし書」に改める。

第13条第4項中「第10条第2項に規定する通知があった日」を「第4項の規定による申出をした日（実施機関の定めるところにより同項の規定による申出を改めて行うことを要しない場合にあっては、請求者に対し第10条第2項に規定する通知があった日）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

- 4 公開決定に基づき行政文書の公開を受ける者は、実施機関の定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関の定める事項を申し出なければならない。
- 5 前項の規定による申出は、第10条第2項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 公開決定に基づき行政文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書

の規定を準用する。

第15条の2を削り、第3章中第15条の3を第15条の2とする。

第18条第1項第2号中「が反対意見書を提出している場合又は」を「である」に、「次条第3項」を「次条第4項」に改める。

第19条第1項後段を次のように改める。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開を求めることができない。

第19条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、「対して、」を削り、「こと」の次に「、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすること」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第20条第3項を次のように改める。

- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第21条第1項中「に規定する資料又は前条第3項に規定する意見書若しくは資料」を「若しくは第4項又は前条第3項の規定による資料又は意見書の提出があったときは、当該資料又は意見書」に改め、「の提出があったときは、当該資料等」を削る。

第34条中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関において管理しているものについては、改正後の第3条第1項第2号の規定は適用せず、改正前の第3条第1項第2号及び第3号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に公開の請求がなされた行政文書の公開については、改正後の第9条第1項、第10条第1項、第2項及び第5項、第13条第7項、第18条第1項第2号、第19条第1項及び第4項並びに第20条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第13条第4項から第6項までの規定は、施行日以後に行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をした者であって、当該公開請求に係る実施機関の行政文書の全部又は一部を公開する旨の決定に基づき行政文書の公開を受けるものについて適用する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求の手続等について、同法の規定が適用されることから、情報公開の手続等についても、保有個人情報の開示請求の規定と整合を図るため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人トムトムの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名の項を削り、同表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項中「海老名市河原口三丁目22番7号」を「海老名市中央三丁目3番10号の301」に改め、同表特定非営利活動法人フードバンク湘南の項中「平塚市山下12番1リゾート高麗101」を「平塚市御殿一丁目33番35号亀井ハイツ101」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人プラス保育園	横浜市旭区中希望が丘102番地 ジョイビル3階	令和4年1月1日から 令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人鎌倉あそび基地	鎌倉市常盤422番地6フォルム鎌倉常盤101号	令和4年1月1日から 令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人トムトム	茅ヶ崎市萩園2,336番地2	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭	横浜市旭区中希望が丘101 21	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつ	川崎市高津区溝口三丁目15番8号	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみ	横浜市泉区中田東三丁目16番4号	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名	海老名市中央一丁目14番46号チェリーコート海老名103	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで

附 則

- この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川の項及び特定非営利活動法人フードバンク湘南の項の改正規定並びに同表に次のように加える改正規定（特定非営利活動法人プラス保育園の項及び特定非営利活動法人鎌倉あそび基地の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人トムトムの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・旭の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・たかつの項、特定非営利活動法人WE21ジャパンいずみの項及び特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名の項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付 手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例（平成28年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「これら」を「同項の規定を同法第9条第3項及び他の法令の規定により読み替えて適用する場合並びに同法第38条第4項及び第5項」に改める。

第3条中「第38条第1項（）」の次に「法第9条第3項及び他の法令の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加える。

第4条第1項中「場合又は」を「場合、」に改め、「がある場合」の次に「その他法令の規定により同項の規定による審理員の指名を要しない場合」を、「神奈川県行政不服審査会」の次に「その他の法第81条第1項の機関」を、「第38条第1項（）」の次に「法第9条第3項及び他の法令の規定により読み替えて適用する場合並びに」を、「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項中「（法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求について、関係書類の写し等の交付手数料に関する規定を定めるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表4の2の項中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に改め、同項(4)中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項(7)を削り、同項(6)中「第8条第2項」を「第8条第3項」に、「交付する」を「交付し、及び現有旅券の返納を受ける」に改め、同項中(6)を(7)とし、同項(5)中「及び法第12条第3項」を削り、同項中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定により、申請者が現に所持する一般旅券を確認すること。

別表4の2の項(9)中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項(12)中「第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）」を「第7条第1項」に、「申請者」を「書面手続により一般旅券の発給を申請する者」に改め、同項(13)中「第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）」を「第7条第2項」に改め、「により、」の次に「申請者に代わり」を加え、「申請者の指定した者である」を「法第3条第6項各号に掲げる者に該当する」に改め、同項(14)中「第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）」を「第11条第4項」に改め、同項中(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 省令第7条第5項後段（省令第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、届け出られた者が申請者の法定代理人であることの確認のため、書類の提示又は提出を求めること。

別表4の2の項に次のように加える。

(16) 省令第14条第2項第3号の規定により、署名することが困難であると認めること。

(17) 省令第14条第3項第4号の規定により、発給申請者に代わり記名することが適当であると認めること。

(18) 省令第17条第2項の規定により、届出を行う者が法第17条第2項各号に掲げる者に該当することの確認のため、書類の提示又は提出を求めること。

(19) 省令第18条第5項の規定により、公の機関が発行した書類その他紛失又は焼失の事実を証明し、又は疎明する追加の書類の提示又は提出を求めること。

別表38の項(1)中「届出」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加える。

別表40の項(1)及び51の項(1)中「届出」の次に「(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う届出を除く。）」を加える。

別表118の項(6)中「第9条の7の5第2項」を「第9条の7の5第1項」に、「第305条」を「第305条第1項」に改め、同項(7)及び(8)中「第9条の7の5第2項」を「第9条の7の5第1項」に改め、同項右欄中「市町村」を「横浜市、川崎市、相模原市、逗子市、寒川町及び愛川町」に改める。

別表119の項右欄中「市町村」を「横浜市、川崎市、相模原市、逗子市、寒川町及び愛川町」に改める。

別表129の項中「葉山町」の次に「、大磯町」を加える。

別表 136 の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事等の規制並びに同条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる造成宅地防災区域の指定の効力及び解除並びに造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置に係る同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「及び法」を「並びに法」に改め、同項中(1)から(8)までを削り、(9)を(1)とし、(10)から(17)までを 8 ずつ繰り上げ、同項(18)中「執行」を「施行」に改め、同項中(18)を(10)とし、(19)から(27)までを 8 ずつ繰り上げ、(28)を削り、(29)を(20)とし、(30)から(32)までを 9 ずつ繰り上げ、同項(33)中「(32)まで」を「(23)まで」に改め、同項中(33)を(24)とする。

別表 158 の項及び 159 の項中「葉山町」の次に「、大磯町」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表 38 の項、40 の項及び 51 の項の改正規定並びに同表 118 の項の改正規定（同項右欄中「市町村」を「横浜市、川崎市、相模原市、逗子市、寒川町及び愛川町」に改める部分を除く。） 公布の日
 - (2) 別表 4 の 2 の項の改正規定及び次項の規定 令和 5 年 3 月 27 日
 - (3) 別表 136 の項の改正規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日

(経過措置)

- 2 別表 4 の 2 の項の改正規定の施行の日前に申請された一般旅券の査証欄の増補に係る事務については、改正前の同項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 3 この条例の施行の際別表 118 の項及び 119 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により市町村の長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。
- 4 施行日前に法令の規定により市町村（横浜市、川崎市、相模原市、逗子市、寒川町及び愛川町を除く。次項において同じ。）の長に対してなされた承認又は認可の申請で、この条例の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。
- 5 前項の申請に対して市町村の長がした処分は、当該処分後における法令の適用については、知事のした処分とみなす。
- 6 この条例の施行の際別表 158 の項の左欄に掲げる事務に係る神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号）の規定により知事がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、当該町長のした処分その他の行為とみなす。
- 7 施行日前にされた神奈川県屋外広告物条例第 2 条第 1 項に規定する許可の申請で、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものに係る同項の規定による事務については、改正後の別表 158 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 前項の申請に対して知事がした処分は、当該処分後における神奈川県屋外広告物条例の適用については、町長のした処分とみなす。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等が県に返還されるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正 する条例

住民基本台帳法施行条例（平成21年神奈川県条例第86号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第 号）」に改める。

別表第1の1の項中「、同法第12条第1項の査証欄の増補」を削る。

附 則

- 1 この条例中別表第1の1の項の改正規定及び次項の規定は令和5年3月27日から、第7条第2項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 別表第1の1の項の改正規定の施行の日前にされた一般旅券の査証欄の増補に関する申請に係る藤沢市の長に対する本人確認情報の提供については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

旅券法の一部改正等に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を藤沢市長に提供する事務から、一般旅券の査証欄の増補の規定を削除するとともに、神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県統計調査条例の一部を改正する 条例

神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「若しくは神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）」を「、神奈川県個人情報保護審査会条例（令和4年神奈川県条例第 号）若しくは神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年神奈川県条例第 号）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3項第1号の規定の適用については、神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例（令和4年神奈川県条例第 号。以下「廃止条例」という。）による廃止前の神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の規定（廃止条例附則第12項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における規定を含む。）に違反し、罰金以上の刑に処せられた者及び廃止条例附則第8項から第11項までの規定により罰金以上の刑に処せられた者は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は同法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者とみなす。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の分限に関する条例及び市町村立学校 県費負担教職員の分限に関する条例の一部 を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和26年神奈川県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が当該職員にその旨を通知して行わなければならない。
- 附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(給料の特例による降給)

- 2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)附則第7項、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)附則第8項又はこれらの規定に相当する規則若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程の規定の適用を受ける職員(以下「給料の特例を受ける職員」という。)に係る第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに給料の特例による降給(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)附則第7項、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)附則第8項又はこれらの規定に相当する規則若しくは地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程の規定の適用を受け、これらの規定に規定する給料月額を受けることをいう。)とする」とする。
- 3 第3条第2項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第2条第1項に規定する給料の特例による降給(以下「給料の特例による降給」という。)については、適用しない。この場合において、給料の特例による降給は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が当該給料の特例を受ける職員にその旨を通知して行わなければならない。

(市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例(昭和31年神奈川県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、任命権者は、県費負担教職員を、法第28条の2第1項本文の規定により他の職へ降任するときは、神奈川県教育委員会規則の定めるところにより、当該県費負担教職員に、その旨を通知して行わなければならない。
- 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。
- 附則第2項に見出しとして「(職員の分限に関する条例の一部改正)」を付する。
- 附則に次の見出し及び2項を加える。

(給料の特例による降給)

- 3 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項の規定の適用を受ける県費負担教職員（以下「給料の特例を受ける県費負担教職員」という。）に係る第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは「並びに給料の特例による降給（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）附則第8項の規定の適用を受け、同項に規定する給料月額を受けることをいう。）とする」とする。
- 4 第3条第2項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される第2条第1項に規定する給料の特例による降給（以下「給料の特例による降給」という。）については、適用しない。この場合において、任命権者は、給料の特例による降給をするときは、神奈川県教育委員会規則の定めるところにより、当該給料の特例を受ける県費負担教職員に、その旨を通知して行わなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任の手續について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒 の手續及び効果に関する条例の一部を改 正する条例

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及び地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を、給与から減ずるものとする。

(市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年神奈川県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及び地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を、給与から減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設けるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

附属機関の設置に関する条例の一部を 改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の項中「及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）」を「又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第 号）」に改め、「実施機関」の次に「又は県の機関」を加え、同表知事の項神奈川県個人情報保護審査会の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の規定により置かれている神奈川県個人情報保護審査会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法第81条第1項の機関として同項の規定により置かれる神奈川県個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、条例に基づく附属機関から神奈川県個人情報保護審査会を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の退職手当に関する条例の一部を 改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第3項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第2条の5中「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続して退職した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
 - (4) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職」を「25年以上勤続後の定年退職」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 定数の減少、組織の改廃、予算の減少、勤務公署の移転等の場合において任命権者があらかじめ知事と協議して定めた計画に基づき勸奨を受けて退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により

退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

(7) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の2第1項中「退職した者」の次に「(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」を加える。

第5条の3中「第5条第1項に」を「第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)」に改め、「(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。)」を削り、「10年」を「15年」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されること)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定する俸給月額の減額改定)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」及び「同項第2号イ」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加える。

第6条の3の表第6条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項()に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第6条の2第1号の項中

「 特定減額前給料月額	「 特定減額前給料月額(第5条 の3の2において読み替えて準
----------------	--------------------------------------



を

用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）

に、

「特定減額前給料月額及び」を「特定減額前給料月額（第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号及び次号において同じ。）及び」に改める。

第6条の5第1項中「第5条の2」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

附則第2項中「。以下暫定条例という。」を削る。

附則第3項から第14項までを削り、附則第15項を附則第3項とし、附則第16項から第18項までを12項ずつ繰り上げる。

附則第19項中「条例第49号」を「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号。以下「条例第49号」という。）」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第15項から第24項まで」に、「附則第19項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第20項中「又は第5条の2」を「及び第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第19項及び第20項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第21項中「第5条」の次に「又は附則第17項」を加え、「附則第19項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第22項から第24項までを削り、附則第25項を附則第10項とし、附則第26項を附則第11項とし、附則第27項を附則第12項とする。

附則第28項を削り、附則第29項を附則第13項とし、同項の次に次の13項を加える。

14 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

15 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。

- 16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16項」とする。
- 17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。
- 18 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員
- 19 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第7項又は学校職員の給与等に関する条例附則第8項の規定による職員の給料月額の変改（次項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 20 当分の間、退職した者（給料月額7割措置により給料月額が減額されたことがある者に限り、特定任命により職員となつた後に退職した者を除く。）の基礎在職期間（給料月額7割措置により減額された日（以下「7割措置減額日」という。）の前日までの間に限る。）中に、給料月額の減額改定以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特別特定減額前給料月額」という。）が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条まで（附則第16項及び第17項においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第5条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- (1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - (2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合
 - (3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるも

のとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

21 当分の間、第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この項から附則第24項までにおいて同じ。）及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに当該右欄に掲げる年齢に達した日以後における最初の3月31日」と、「（定年）」とあるのは「（当該年齢）」と、「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文並びに同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第18項第1号に掲げる職員	65歳
附則第18項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

22 当分の間、第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（前項の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条中「6月」とあるのは「0月」とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する直前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とするほか、附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

24 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第21項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職した場合における第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」と、「前条第1項」とあるのは「前条第1項並びに附則第20項」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第5条の3の表中

第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	---------	---

とあるのは

第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第20項第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第20項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第20項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎

		として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第20項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、

とするほか、附則第21項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

25 附則第20項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 附則第20項第2号イに掲げる割合が60以上の場合 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 附則第20項第2号アに掲げる割合が60以上の場合（前号に該当する場合を除く。） 特別特定減額前給料月額に附則第20項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- (3) 附則第20項第2号アに掲げる割合が60未満の場合 特別特定減額前給料月額に同号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

26 附則第24項に規定する場合において、同項の規定により読み替えて適用する第5条の3に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第25項	附則第20項の	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項の
	同項	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項
附則第25項第1号	附則第20項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ
	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との

		差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第25項第2号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	附則第20項第2号イ	前項の規定により読み替えて適用する附則第20項第2号イ
	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
附則第25項第3号	特別特定減額前給料月額に同号イ	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に前項の規定により読み替えて適用する同号イ
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日における

		その者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
	から同号イ	から同項の規定により読み替えて適用する同号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。）」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

3 令和3年地方公務員法改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第3項の規定による懲戒免職処分を受けた場合の退職手当の支給制限、退職手当の返納及び退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和48年神奈川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第15項から第17項まで」を加え、「、新条例」を「、同条例」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで及び附則第15項から第24項まで」に改める。

附則第4項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「又は新条例」を「並びに同条例」に改め、「第5条の2」の次に「(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。))並びに附則第19項及び第20項」を加える。

附則第5項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第17項」を加える。

附則第6項、第9項及び第12項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和60年神奈川県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「対する新条例」を「対する職員の退職手当に関する条例」に、「第4条第1項、第5条第1項」を「第4条第3項、第5条第3項」に、「附則第20項の」を「附則第8項の」に、「間、新条例」を「間、職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第4条第1項第2号」を「同条例第4条第3項第2号」に、「新条例第5条第1項第2号」を「同条例第5条第3項第2号」に、「新条例附則第20項」を「同条例附則第8項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年神奈川県条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の前の見出し、同項及び附則第11項を削る。

附則第12項に見出しとして、「(その他の経過措置)」を付し、同項中「附則第19項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第13項を附則第11項とし、附則第14項を附則第12項とする。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 7 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年神奈川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「附則第12項」を「附則第10項」に、「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に、「第5条の3まで」を「第5条の3の2まで」に、「附則第19項から第21項まで」を「附則第7項から第26項まで」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、60歳前と60歳以降で給料月額と勤続期間を分けて計算する特例を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第11条第2項及び第3項ただし書中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第15条第3項、第16条第2項第1号及び第2号並びに第17条の3(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項の前の見出し、同項から附則第15項まで、附則第16項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削り、附則第21項を附則第3項とする。

附則第22項の前の見出しを削り、同項中「第7条の2第2項、」を削り、「昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項」の次に「及び附則第15項」を加え、「附則第22項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「(給料表異動等における号給の決定等の特例)」を付し、附則第23項を附則第5項とする。

附則第24項中「附則第22項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第25項の前の見出し、同項から附則第40項まで、附則第41項の前の見出し、同項及び附則第42項、附則第43項の前の見出し、同項から附則第47項まで、附則第48項の前の見出し並びに同項から附則第57項までを削り、附則に次の見出し及び10項を加える。

(特定日以後の給料の特例)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項及び第11項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(附則第4項の規定により号給を決定された職員又は職員の

給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第98号）附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第11項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 附則第10項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第10項中「前項」とあるのは「附則第11項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員

に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第9項若しくは第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 附則第9項若しくは第11項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第17条の2第2項並びに特勤条例第21条第2項の規定の適用については、第15条第5項及び第17条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1から附則別表第7までを削る。

別表第1中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 235,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800	円 389,900	円 441,000	円 521,400

別表第2中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

別表第3中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 253,200	円 257,300	円 273,000	円 288,600	円 305,100	円 319,200	円 377,900	円 409,500

別表第4中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 220,300	円 250,300	円 279,700	円 320,400	円 349,200	円 395,700

別表第5中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 215,100	円 229,600	円 231,600	円 253,700	円 282,200

別表第6中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 217,500	円 258,700	円 283,500	円 325,900	円 384,400	円 426,100

別表第7中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 297,400	円 339,900	円 394,200	円 467,400	

別表第8中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 188,700	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

別表第9中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200	円 370,600

別表第10中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
-------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

勤務職員	円 201,500	円 241,000	円 255,300	円 288,400	円 315,100	円 356,800
------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条第9項を次のように改める。

9 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条の2を削る。

第14条の2（見出しを含む。）中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第2項及び第3項ただし書中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第19条第3項、第20条第2項第1号及び第2号並びに第20条の3第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項の前の見出し、同項から附則第13項まで、附則第14項の前の見出し及び同項から附則第17項までを削り、附則第18項を附則第2項とする。

附則第19項を削り、附則第20項を附則第3項とする。

附則第21項の前の見出しを削り、同項後段を削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（給料表異動等における号給の決定等の特例）」を付し、附則第22項を附則第5項とする。

附則第23項中「附則第21項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第24項を附則第7項とする。

附則第25項の前の見出し、同項から附則第40項まで、附則第41項の前の見出し、同項及び附則第42項、附則第43項の前の見出し、同項から附則第46項まで、附則第47項の前の見出し並びに同項から附則第56項までを削り、附則に次の見出し及び8項を加える。

(特定日以後の給料の特例)

8 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（別表第1の備考2又は備考3の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定により加算した額を含む。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたと

きはこれを100円に切り上げるものとする。) (附則第4項の規定により号給を決定された職員又は職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第98号)附則第3項から第5項まで若しくは第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員その他の人事委員会規則で定める者にあつては、人事委員会規則で定める額)とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年神奈川県条例第 号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和58年神奈川県条例第28号)第3条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第12項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年神奈川県条例第67号)第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給与条例附則第10項、第12項又は第

13項の規定による給料の額との合計額」とする。

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表第1から附則別表第5までを削る。

別表第1中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	296,600	324,400	405,200

別表第2中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	188,700	243,500	256,900	282,100

別表第3中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第4中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

別表第5中再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

8 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
第8条に次の1項を加える。

5 第4条の規定により任期を定めて採用された職員に対する給与条例第5条第1項並びに第11条第2項及び第3項ただし書並びに学校職員給与条例第5条第1項、第14条の2（見出しを含む。）、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書の規定の適用については、給与条例第5条第1項及び学校職員給与条例第5条第1項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、その者の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする」とし、給与条例第11条第2項及び学校職員給与条例第14条の2中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とし、給与条例第11条第3項ただし書並びに学校職員給与条例第14条の2の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書並びに第21条第1項及び第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年神奈川県条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第22項」を「附則第4項」に改める。

附則第6項中「附則第21項」を「附則第4項」に改める。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の特例を定めるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例 及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員、」を削り、同条中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員、」を削る。

(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「再任用職員、」を削り、同条中「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、再任用職員の規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の定年等に関する条例の一部を改正 する条例

職員の定年等に関する条例（昭和58年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げるいずれかの事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第8条から第10条まで（第8条第2項において読み替えて準用する同条第1項第3号を除く。）において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなつた」を「各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の見出し及び9条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 地方公務員法（以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各

号に掲げる職（病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職

(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職（前号に該当する職を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職
（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等も行う場合には、第1号に掲げる基準その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の見出し	他の職への降任等	特定任命
第8条第1項	任命権者	警察本部長
	法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条	警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4

	において「他の職への降任等」という。）	第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）
第8条第1項第1号	職員	特定地方警務官
	降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。）	特定任命
	降任等を	特定任命を
第8条第1項第2号	職員	特定地方警務官
	降任等	特定任命
第8条第1項第3号	当該職員	当該特定地方警務官
	他の職への降任等	特定任命
	管理監督職が	管理監督職（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の2第1項に規定する管理監督職をいう。以下この号において同じ。）が
	占める職員	占める特定地方警務官
	上位職職員	上位職特定地方警務官
	降任等をした	特定任命をした
	、降任等	、特定任命

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げるいずれかの事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係

る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、当該職員の他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下この条及び次条において「短時間勤務の職」という。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第

284 条第 1 項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者に相当する者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(定年に関する経過措置)

8 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第 号。次項及び附則第10項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条第1号に掲げる職員の定年に係る適用を除く。）については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員の定年に係る第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

10 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

11 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（県の加入する地方自治法（昭和22年法律第

67号) 第 284 条第 1 項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下次項及び附則第 6 条において同じ。)における前条第 1 項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年 3 月31日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 5 条 任命権者は、新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 3 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第 1 項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年 3 月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 3 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第 2 項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 6 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 3 条第 1 項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年 3 月31日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第22条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における

附則第3条第2項各号に掲げる者に相当する者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合において令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合において令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、同項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員の定年を、令和5年4月1日から段階的に引き上げるなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する条例及び外国の地方 公共団体の機関等に派遣される市町村立学 校県費負担教職員の処遇等に関する条例の 一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次項に定める職員を除く。以下「県費負担教職員」という。」を「以下「県費負担教職員」という。）(次項に定める職員を除く)」に改め、同条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (6) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める県費負担教職員

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和14年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号及び第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、これらの規定中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

令和4年11月25日提出

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第10条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第5条第9項の項及び第11条第4項の項を削る。

第18条の表地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の表第5条第9項の項を削り、同表第13条の4第1項第3号の項の次に次のように加える。

第14条の2の見出し	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
------------	---------------	-----------

第19条の表第14条の2の項中

「 短時間勤務職員 常勤の職員 」	を	「 定年前再任用短時間勤務職員 常勤の職員 」	に改め、同表第16条第4項
----------------------------	---	----------------------------------	---------------

の項を削る。

第26条中「第17条の3」を削り、「左欄」を「左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄」に改め、同条の表を次のように改める。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 その者の1週間当たりの勤務時間を勤 務時間条例第2条第1項に規定する勤 務時間で除して得た数を乗じて得た額 とする
第11条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)第18条第1項 の規定により採用された同項に規定す る短時間勤務職員（以下「育児短時間 勤務に伴う短時間勤務職員」という。）
第11条第3項ただし書及び	定年前再任用短時間勤務職	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

第17条の3(見出しを含む。) 員		
第17条の3	第7条の3、第8条、第9条、第9条の4、第10条の2及び第17条	第8条、第9条、第9条の4、第9条の6及び第17条

第27条中「第21条の2」を削り、「左欄」を「左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄」に改め、同条の表を次のように改める。

第5条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額に、 その者の1週間当たりの勤務時間を勤 務時間条例第2条第1項に規定する勤 務時間で除して得た数を乗じて得た額 とする
第14条の2の見出し、第16 条第2項及び第3項ただし 書、第20条の4第1項及び 第2項ただし書、第21条第 1項及び第2項ただし書並 びに第21条の2(見出しを 含む。)	定年前再任用短時間勤務職 員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
第14条の2	定年前再任用短時間勤務職 員	地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号)第18条第1項 の規定により採用された同項に規定す る短時間勤務職員(以下「育児短時間 勤務に伴う短時間勤務職員」という。)
第21条の2	第8条、第9条、第9条の4 及び第15条	第8条、第9条、第9条の4及び第9 条の6

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。)をしている暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員をいい、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。)についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年神奈川県条例第 号)附則第3項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、その者の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第54号)第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

公益的法人等への職員の派遣等に関する 条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第4条第1項に規定する管理監督職を占める職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この条例による改正後の第2条第2項の規定を適用する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正等に伴い、公益的法人等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

職員の大学院等派遣研修費用の償還に 関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。
第2条中「係る使用料及び手数料」の次に「（一般旅券発給手数料を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

旅券法の一部改正等に伴い、電子申請時にも一般旅券発給手数料について、収入証紙による納付を可能とするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の3 国際文化観光局関係の表4の項中

「 2,000円 」	を	「 2,000円 (旅券法第20条第2 項の規定の適用を 受ける場合にあっては、4,000円) 」	に改め、同表中6の項を削り、7の項を
------------------	---	--	--------------------

6の項とし、8の項から12の項までを1ずつ繰り上げ、別表の8 県土整備局関係の表49の項(2)を削り、同項(3)中「(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）」及び「(共用部分(共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。))の審査を要しない場合にあっては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)」を削り、同項(3)ア中「共同住宅等の住宅部分」を「共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。))の住戸の部分」に改め、同項(3)ウ中「(建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、52の項及び53の項において同じ。))」を削り、同項(3)を同項(2)とし、同表50の項(2)を削り、同項(3)中「(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。）」及び「(共用部分の審査を要しない場合にあっては、次のア及びウに掲げる建築物の部分)」を削り、同項(3)ア中「住宅部分」を「住戸の部分」に改め、同項(3)を同項(2)とし、同表52の項(2)中「住宅部分」を「住戸の部分」に改め、同項(3)中「同時に住宅部分」を「同時に住戸の部分」に改め、同項(3)ア中「住宅部分」を「住戸の部分」に改め、同項(3)エ中「共同住宅等の住宅部分」を「共同住宅等の住戸の部分」に、「49の項(3)」を「49の項(2)」に、「同項(3)」を「同項(2)」に改め、同表53の項(2)中「住宅部分」を「住戸の部分」に改め、同項(3)中「同時に住宅部分」を「同時に住戸の部分」に改め、同項(3)ア中「住宅部分」を「住戸の部分」に改め、同項(3)エ中「共同住宅等の住宅部分」を「共同住宅等の住戸の部分」に、「50の項(3)」を「50の項(2)」に、「同項(3)」を「同項(2)」に改め、別表の9 教育委員会関係の表中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 教育職員免許法第5条第1項若しくは第16条第1項の規定に基づく普通免許状の授与、同法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与又は同条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与に関する証明書の交付	教育職員免許状授与証明書交付手数料	1通につき 400円
---	-------------------	---------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の3 国際文化観光局関係の表の改正規定並びに附則第3項、第4項、第6項及び第7項の規定は令和5年3月27日から、別表の9 教育委員会関係の表の改正規定及び附則第5項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料(改正後の別表の8 県土整

備局関係の表49の項、50の項、52の項及び53の項に掲げるものに限る。)については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の3 国際文化観光局関係の表4の項の規定は、令和5年3月27日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和4年法律第33号)の規定による改正後の旅券法(昭和26年法律第267号)第18条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

4 別表の3 国際文化観光局関係の表の改正規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る一般旅券査証欄増補手数料については、なお従前の例による。

5 改正後の別表の9 教育委員会関係の表7の項の規定は、令和5年4月1日以後に証明書の交付の請求を受理したものから適用する。

(収入証紙に関する条例の一部改正)

6 収入証紙に関する条例(昭和39年神奈川県条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表7の項中「一般旅券査証欄増補手数料」を削る。

(収入証紙に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、前項の規定による改正後の収入証紙に関する条例別表の2 手数料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

旅券法の一部改正等に伴い、未交付旅券の発行経費にかかる手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の 一部を改正する条例

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する」を「、卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜するための制度を設けている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県地域医療医師修学資金貸付金の貸付対象を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に 関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

- (1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）第2条第1項
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）第48条の2
- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）第2条第2項
- (4) 神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神奈川県条例第11号）第2条附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

警察組織に関する条例の一部を改正する 条例

警察組織に関する条例（昭和29年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表神奈川県浦賀警察署の項名称の欄中「神奈川県浦賀警察署」を「神奈川県横須賀南警察署」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

浦賀警察署の名称変更のため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県科学技術政策大綱の変更について

神奈川県科学技術政策大綱を別冊のとおり変更するものとする。

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県科学技術政策大綱を変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 西松・エス・ケイ・ディ・稲元特定建設工事共同企業体
代表者 西松建設株式会社横浜営業所
所長 喜 多 紀 州

- 2 請負契約金額 16億8,850万円

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

都市計画道路城山多古線（仮称）新坂下トンネル新設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

厚木東高校商業教育棟新築工事（建築 第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小島・関野特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小島組
代表取締役 小 島 正 也
- 2 請負契約金額 13億6,065万940円

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

厚木東高校商業教育棟新築工事（建築 第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

管理事業に対する市町負担金について

県で実施する管理事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
相模川流域下水道管理事業	相模原市	3,034,865 ^{千円}	3,420,509 ^{千円}
〃	平塚市	1,182,669	1,345,789
〃	藤沢市	46,038	52,722
〃	茅ヶ崎市	1,294,000	1,430,059
〃	厚木市	1,146,520	1,293,683
〃	伊勢原市	180,723	201,423
〃	海老名市	747,028	833,601
〃	座間市	505,433	565,484
〃	綾瀬市	138,107	153,740
〃	寒川町	210,676	235,796
〃	大磯町	47,752	58,210
〃	愛川町	120,272	141,188
酒匂川流域下水道管理事業	小田原市	1,681,601	1,773,205
〃	秦野市	26,406	27,802
〃	南足柄市	327,978	343,868
〃	二宮町	115,243	121,080
〃	中井町	76,159	79,797
〃	大井町	138,647	144,977
〃	松田町	60,026	63,043
〃	山北町	96,715	102,806
〃	開成町	151,157	158,348

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒岩祐治

(提案理由)

県の行う管理事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

神奈川県道路公社の有料道路整備事業 計画変更に対する同意について

神奈川県道路公社の有料道路整備事業「三浦縦貫道路」及び「真鶴道路」計画の変更について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定に基づき、次により同意するものとする。

1 三浦縦貫道路

第6項の（注2）を次のように改めるとともに、（注3）を加える。

（注2） 障害者割引

ア 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は神奈川県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、神奈川県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神奈川県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

また、上記(ア)又は(イ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神奈川県道路公社が別に定めるものについては、神奈川県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

イ 割引率

割引率は5割以下とする。

ウ 実施期日

神奈川県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

(注) 神奈川県道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

(注3) 企画割引

ア 償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ウ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

エ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからエまでの詳細について、事前に国土交通省関東地方整備局長に届け出るものとする。

2 真鶴道路

第4項の(2)及び(3)を次のように改めるとともに、(4)を加える。

(2) 障害者割引

ア 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は神奈川県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、神奈川県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

(ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

(イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき神奈川県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、神奈川県道路公社が別に定めるもの

また、上記(ア)又は(イ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、神奈川県道路公社が

別に定めるものについては、神奈川県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

イ 割引率

5割以下とする。

ウ 実施期日

神奈川県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

(注) 神奈川県道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。

(3) 企画割引

ア 収支計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ウ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

エ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからエまでの詳細について、事前に国土交通省関東地方整備局長に届け出るものとする。

(4) 上記の自動車の種類は、別表のとおりとする。

令和4年11月25日提出




神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

有料道路整備事業「三浦縦貫道路」及び「真鶴道路」計画の一部変更について、神奈川県道路公社から同意を求められたので、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により提案するものであります。

訴訟の提起について

神奈川県は、次のとおり県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の長男及び長女に対する詐害行為取消請求の訴訟をなすものとする。

- 1 件 名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の長男及び長女に対する詐害行為取消請求事件
- 2 訴訟の相手方 


- 3 請求内容 不動産の贈与に対する詐害行為取消請求

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の長男及び長女に対し、詐害行為取消請求の訴訟を提起したいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対する
詐害行為取消請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 和解内容 1,398万1,647円

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の配偶者に対する詐害行為取消請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所相模原支部から和解勧告があり、これに応じた
いので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対する詐害行為取消請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
- 3 和 解 内 容 1,101万8,353円

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が協同組合に貸し付けた中小企業高度化資金の連帯保証人の二女に対する詐害行為取消請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所相模原支部から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

当せん金付証票の発売について

令和5年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじを次のとおり発売するものとする。

発売総額 250 億円以内

令和4年11月25日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和5年度における宝くじの発売について議決を得たいので提案するものであります。

